別記様式第２号（第４条関係）

お試し住宅事業に係る承諾書

令和　年　月　日

住　所

氏　名

私は、府中市お試し住宅事業の申請に係り、次の内容について承諾いたします。

記

１　お試し住宅の利用者と利用期間

　申請書の記載のとおり

２　利用料

⑴　お試し住宅の利用料は、利用期間中の日数に応じ、１日につき 円とし、利用開始日までに納付しなければならない。

⑵　利用料には、お試し住宅に備付けの家財道具一式に係る利用料並びに電気料、ガス代及び上下水道料を含むものとする。

⑶　灯油代、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品並びに交通費等の利用料に含まれない費用は、お試し住宅利用申請者（以下「申請者」という。）の負担とする。

３　維持管理

⑴　申請者は、利用するお試し住宅を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また、お試し住宅その他の設備又は備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

⑵　申請者は、故意又は過失によりお試し住宅その他の設備又は備品等を破損し、若しくは汚損したときは、協議の上、その損害の範囲及び金額を決定し、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

⑶　申請者の使用により生じた軽微な修繕に係る費用については、申請者がその全てを負担するものとする。

４　遵守事項

　申請者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　外出時、就寝時等に施錠するなど、お試し住宅を善良な管理者の注意をもって管理すること。

⑵　お試し住宅内は禁煙とし、火気の取扱いに注意するとともに、設備及び備品を適切に取り扱うこと。

⑶　お試し住宅周辺の除草や清掃を適宜行い、住環境の整備をすること。

⑷　ごみは、決められたルールに従い排出すること。

⑸　鍵については、複製をしないこと。

⑹　利用者は、鍵を紛失したときは、直ちに市長にその旨を報告すること。また、住

　宅の利用期間が満了したときは、直ちに住宅の鍵を市長に返却すること。

⑺　退去するときは、お試し住宅室内の清掃をすること。

⑻　その他お試し住宅の使用に関し、市長が必要と認める事項

５　制限される行為

申請者は、お試し住宅及び敷地内において次に掲げる行為をしてはならない。

⑴　物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をすること。

⑵　興行を行うこと。

⑶　動物の飼育又は植物の栽培をすること。ただし、身体障害者補助犬法（平成１４

　年法律第４９号）による介助犬、盲導犬及び聴導犬は除く。

⑷　展示会その他これに類する催しをすること。

⑸　文書、図書その他の印刷物をお試し住宅その他の設備に貼り付け、又は周辺住民

　に配布すること。

⑹　宗教の普及、勧誘、儀式その他これらに類する行為をすること。

⑺　政治活動その他これに類する行為をすること。

⑻　周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

⑼　お試し住宅の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。

⑽　使用者ではない者をお試し住宅に住まわせること。

⑾　建物の建築又は工作物を設置すること。

⑿　その他お試し住宅の使用にふさわしくない行為をすること。

６　許可の取消し

市長は、申請者が本注意事項に違反した場合及び住宅利用を継続することが困難であ

ると判断した場合は、許可を取り消すことができる。

７　明渡し

⑴　申請者は、住宅利用終了後は、直ちに施設を明け渡さなければならない。この場合申請者は、通常の利用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。これは、お試し住宅利用の許可を取り消した場合も同様とする。

⑵　申請者は、明渡しをするときには、明渡し日を事前に市長に通知しなければならない。

⑶　市長及び申請者は、原状回復が必要な場合は、その内容及び方法について協議するものとする。

８　立入検査

⑴　市長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他お試し住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても住宅内に立ち入ることができるものとする。

⑵　申請者は、正当な理由がある場合を除き、お試し住宅の管理上必要となる立入りを拒否することはできない。

９　事故免責

住宅が、通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、利用期間中にお試し住宅の内

外で利用者に損害を及ぼす事故が生じた場合において、市はその賠償の責を負わないものとする。

１０　協議

市長及び申請者は、本承諾書及び府中市お試し住宅事業実施要綱等に定めがない事項

並びに本承諾書の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。